

回 (年 度)	問 題
第75回 (7年)	<p>問1 (35点)</p> <p>A社は、令和4年10月1日に設立され、クラウド上で顧客に電子データの保存場所を提供するサービスを行っている9月決算の外国法人（日本国内に支店等は有していない。）であり、令和6年11月1日から、日本国内に住所を有する者に対する当該サービスを開始した。</p> <p>当該サービスは、事業者のほか事業者以外の者であっても、インターネット上のA社のWEBサイトを通じて利用申込みができ、規約に同意の上でA社に料金を支払うことにより利用できるものである（以下「本件取引」という。）。なお、本件取引は、消費税法第15条の2《特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》の規定の適用対象となるものではない。</p> <p>A社において、令和6年10月31日以前に日本国内における課税資産の譲渡等及び課税仕入れは生じておらず、設立日以降、出資の金額は20,000,000円で増減資はなく、日本国内において支払った給与等はない。また、「消費税課税事業者選択届出書」（同法第9条第4項に規定する届出書）、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」（同法第19条第1項に規定する届出書）及び「適格請求書発行事業者の登録申請書」（同法第57条の2第2項に規定する申請書）を提出していない。</p> <p>以上の事実に関し、(1)及び(2)の間に答えなさい。</p> <p>(1) 本件取引が消費税の課税対象となるかどうかについて、「資産の譲渡等」及び「特定資産の譲渡等」の意義を述べるとともに、これらに該当するかどうかの当てはめを行った上で説明しなさい。</p> <p>(2) A社の設立3期目の課税期間（令和6年10月1日から令和7年9月30日までの課税期間）について、消費税法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により納税義務が免除されるかどうか、同法第9条の2《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》及び同法第12条の2《新設法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用関係に触れた上で説明しなさい。</p> <p>(注) 消費税法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、同法第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》、同法第12条の3《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》及び同法第12条の4《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定の適用関係に触れる必要はない。</p>

回 (年 度)	問 題
第75回 (7年)	<p>問2 (15点)</p> <p>B社は、サービス業を営む3月決算の内国法人であり、その営む事業の全ての費用に係る「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」(消費税法施行令第47条第1項に規定する申請書)を令和7年3月17日に納税地の所轄税務署長へ提出し、令和7年4月23日に承認を受けた。当該「課税売上割合に準ずる割合」の適用関係について、(1)及び(2)の間に答えなさい。</p> <p>(1) 上記の課税売上割合に準ずる割合の承認の効果の生ずる課税期間について述べなさい。</p> <p>(注) 「消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書」(消費税法第30条第3項ただし書に規定する届出書)を提出した場合及び税務署長による承認の取消しがあった場合の効果について触れる必要はない。</p> <p>(2) B社において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の課税期間(以下「当課税期間」という。)につき、上記承認に係る課税売上割合に準ずる割合(当課税期間における当該割合は97%である。)の適用がある場合、当課税期間における仕入控除税額の計算はどのように行うこととなるか、個別対応方式又は一括比例配分方式を適用する場合の計算方法に触れながら説明しなさい。なお、解答に当たって、適宜算式等を用いることとして差し支えない。</p> <p>(注1) B社の当課税期間の課税売上高は464,939,000円、課税売上割合は92%である。</p> <p>(注2) B社は、設立以来、課税事業者であり、消費税法上の棚卸資産及び調整対象固定資産に該当する資産の課税仕入れを行ったことはなく、前々課税期間(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの課税期間)及び前課税期間(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの課税期間)における仕入控除税額の計算に当たっては、一括比例配分方式を適用している。</p> <p>(注3) B社の当課税期間の課税仕入れ等については、その事実を明らかにした帳簿及び請求書等が法令に従って適正に保存されており、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われている。また、当課税期間において、仕入れに係る対価の返還等及び適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは無い。</p> <p>(注4) B社は、消費税法第37条《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する簡易課税制度の適用を受けていない。</p> <p>(50点)(答案用紙:5枚)</p>